

資料 2

家賃減免措置

# 草津市営住宅の家賃の減免等に関する取扱要綱

## 【減免要綱抜粋】

### 第2条

条例第16条の規定により家賃を減免することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 公営住宅法施行令第2条第2項に規定される家賃算定基礎額の入居者の収入区分の最低区分に定める上限の収入月額に対して、入居者（現に同居し、または同居しようとする親族）の収入月額の割合が60パーセント以下である場合

### 第3条

前条第1号、第2号および第3号の場合にあっては次の表に定める額を減免するものとする。

収入月額の割合	家賃の減免額
60パーセント以下50パーセント超	家賃月額の10パーセント
50パーセント以下40パーセント超	家賃月額の20パーセント
40パーセント以下30パーセント超	家賃月額の30パーセント
30パーセント以下20パーセント超	家賃月額の40パーセント
20パーセント以下	家賃月額の50パーセント



収入月額の割合	家賃の減免額
52,001円～62,400円	家賃月額の10パーセント
41,601円～52,000円	家賃月額の20パーセント
31,201円～41,600円	家賃月額の30パーセント
20,801円～31,200円	家賃月額の40パーセント
0円～20,800円	家賃月額の50パーセント

## 課題と対応策

### 課題

応能応益的家賃に変更するにあたり減免措置の検討が必要となります。

### 案① 公営住宅と同じとする。

※月額世帯収入62,400円以下の世帯に対し10～50%の減免を行う。

#### 課題

減免後家賃額が現在家賃額より低額になる場合があります。

案① 最大で現在家賃額までの減免とする。

案② 特に措置は講じない。

### 案② 改良住宅等用の減免措置を設定する。

※新たに減免対象世帯および減免割合を設定する。

参考 改良住宅等の収入分位

収入分位	所得範囲(控除後)	収入分位	所得範囲(控除後)
1	0円～104,000円	5	158,001円～186,000円
2	104,001円～114,000円	6	186,001円～191,000円
2	114,001円～123,000円	6	191,001円～214,000円
3	123,001円～139,000円	7	214,001円～259,000円
4	139,001円～158,000円	8	259,001円～

# 改良住宅等Aタイプ住戸試算案一例

## 収入分位1家賃上昇イメージ

